

## 会派 黎明 吉岡 鳴人 議員

## 1 財政運営について

- (1) 昨年度より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や事業者支援などの補正予算が多くなっている中、長期化する災禍において、市長選挙を控えた令和4年度の「骨格型予算案」の概要を示されたい。  
また、本市最大の課題である人口減少を緩やかにするため、地域づくりや産業の担い手育成などの「政策的予算」について、市長の考えを示されたい。
- (2) 国が新型コロナウイルス対策の財源として措置する「地方創生臨時交付金」について、これまでの用途と令和2年度決算における執行率及び繰越額について示されたい。  
また、今後、「地方創生臨時交付金」をどのように活用するとともに財政調整基金などの取り崩しを想定しているか。
- (3) 自主財源の確保として、ふるさと納税の活用は有用である。基金は特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産としているが、今後、ふるさと鹿屋応援基金の残高の在り方と基金を活用した事業化の制度設計、ふるさと納税の拡大に向けた体制強化について示されたい。

## 2 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う対策及び支援について

- (1) 今回の補正予算にて、経済対策につながる市民生活及び事業者への支援事業は行うが、今後の感染拡大防止に対する更なる対策を示されたい。
- (2) 急激な感染者増大に対し、医療機関等における受入態勢がひっ迫することが想定される中、医療提供体制や療養施設など、県や本市の医療機関等とどのような協力体制で進めるのか。
- (3) 感染者及び濃厚接触者の自宅療養期間に対して、どのような支援を行っているのか。
- (4) スポーツ合宿等誘致推進事業において、民間事業者との連携及びキャンセル等に対して、どのような支援を行っているのか。

会派 黎明 吉岡 鳴人 議員

- (5) 国や県は今回の感染拡大防止策として、休業や時短営業に対し、協力金等を支援している。本市も公共施設等を閉鎖したが、指定管理者や施設に携わる民間事業者へ、どのような支援を行っているのか。
- (6) ワクチン接種後の副反応等の相談について
- ① 鹿屋市ワクチン接種コールセンターは、国や県と連携し、どのような相談内容を受けているのか。  
また、ワクチン接種後の相談件数について示されたい。
- ② 「予防接種健康被害救済制度」があるが、副反応による救済措置制度をどのように市民に周知しているのか。
- ③ これまでに市民から医療費等の給付申請があったのか。  
また、国が副反応の症状として認めた場合、その医療にかかる間の医療費等は窓口負担を現物給付方式にできないか。

### 3 グリーン社会の実現に向けて

- (1) 地球温暖化を抑えるために重要なカーボンニュートラルは、農業・漁業を基幹産業とする本市において大変重要な施策である。本市としても、国の支援を受けながら鹿屋市の特色を活用したグリーン社会の実現に向け、どのように取り組むのか。
- (2) 地元民間事業者や企業誘致を含め、どのようにグリーン社会の実現に向け、向き合っていくのか。  
また、「かのやグリーン社会政策推進ビジョン」を策定する考えはないか。

### 4 農業政策について

- (1) サツマイモ基腐病については、未だに被害の軽減に至っておらず、被害の拡大は生産者のもとより、関連産業に大きな影響を与えている。そこで、サツマイモ基腐病対策の早期確立に向けた対策と、持続可能な産地形成について示されたい。

## 会派 黎明 吉岡 鳴人 議員

- (2) 県の輸出促進ビジョンや、本市農業農村戦略ビジョンに掲げている販路拡大の取組について、これまでの取組成果と、今後の推移を示されたい。  
また、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資することのできる、GAP（農業生産工程管理）の認証取得の促進に伴う取組方針について示されたい。

## 5 市営団地の在り方について

- (1) 市営団地の戸数と利用状況の推移を示されたい。  
また、空き部屋について、どのような対策を講じてきたのか示されたい。
- (2) 耐用年限を超える市営団地はあるか。  
また、年間の修繕費と今後予想される修繕計画、長寿命化計画はあるか。
- (3) 修繕や改修等に関して利用者の負担は発生するか。  
また、修繕や改修等の負担に関して、管理者と利用者の線引きはどのように位置付けているのか。
- (4) 管理者としての役割と責任について示されたい。
- (5) 市営団地の管理運営においては、入居者の未入金管理をはじめ、改修や修繕に関する業務、新たな入居者からの相談など多岐にわたる業務がある。今後、円滑に運営し、質の高い市民サービスを提供するため、民間へ委託するべきと考えるがどうか。

## 6 通学路における交通安全の更なる確保について

- (1) 「鹿屋市通学路交通安全プログラム」において、通学路合同点検の対応と対策について示されたい。  
また、中学校の通学路における合同点検はなされているのか。  
さらに、保護者や地域住民の意見要望は反映されているのか。
- (2) 本年7月、3省庁（国交省、文科省、警察庁）より、通学路の安全確保に関する合同点検が指示されたが、この点検方法と実施状況について示されたい。
- (3) これまでの点検結果で、改善を必要と認識された通学路について、未整備の危険箇所はどのくらいあるのか。  
また、通学路の危険箇所は保護者へしっかりと説明をしているのか。